

令和5年度
安心結婚・子育て
やまなしライフデザイン啓発事業
業務委託仕様書

山 梨 県

1 事業の名称

安心結婚・子育てやまなしライフデザイン啓発事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 事業目的

本県の出生数は減少を続けており、2021年は初の5千人を割り込んでいる。また、合計特殊出生率は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における2022年の目標値1.6に対して実績値1.4と危機的状況となっている。

結婚・子育ての標準モデルを可視化し、若年層に結婚・子育てを含めた人生を考える機会を提供することで、結婚・子育てに対する不安感を払拭することを目的とする。

4 委託業務内容

(1) 基本方針

ア 本事業の目的に沿い、実施する内容及び効果について具体的に示すとともに、全体の実施スケジュールを提示すること。

イ 本業務の実施にあたっては、定期的に県と協議し、内容を調整すること。また、協議の際は議事録を作成すること。

ウ 本業務に要する費用はすべて委託料の中に含めるものとし、企画から運営、実績報告書の作成まで受託者が責任を持って実施すること。

エ 協議会については、令和6年1月末までに完了することとし、2月以降はこれらの検討内容を踏まえ、ライフコース（冊子、動画）を作成すること。

(2) - 1 協議会の設置

ア ライフコースにおける標準モデルの作成に向け、県や民間企業等で構成する専門的な協議会を設置すると共に、円滑な事務局運営を行うこと。

イ 協議会メンバーは、最大30名とし、県と協議して決定すること。

ウ 協議会1回当たりの開催時間は、2時間程度とすること。

エ 協議会は対面又はオンラインで開催すること

オ 協議会の開催に際し、参加者の日程調整、会場確保・設営、資料作成・準備・事前送付といった協議会事前準備及び当日の司会、進行等の運営を行うこと。

カ 協議会の具体的な運営については、県と十分に調整し、了承を得ること。

※ 協議会の開催に必要となる経費については受託者が支払いを行うこと。

(2) - 2 協議事項

協議会メンバーにライフコースについて具体的にイメージ、検討できる内容とすること。以下、例。

- ア 標準モデルの内容検討。
- イ 若年層における結婚、子育ての課題の検討。
- ウ ライフコース掲載内容の検討。
- エ その他、本業務に必要であると認められる事項。

(3) ライフコース作成

ア 作成内容

全体を通じて、若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育て、就業について前向きに考えることができるような内容、明るいイメージのデザインとすること。ただし、特定の価値観や人生観を押し付けることのないよう記述内容、表現に配慮すること。

また、体験談や山梨県の統計データ、子育て支援情報等をイラストや写真を交えて紹介するなど、見やすく、わかりやすい構成とすること。

標準モデルは、4パターン程度作成を行い、県内での結婚や家庭、子育て応を含めたトータルのライフコースについて、具体的にイメージできるような内容とすること。

<掲載内容例>

- ① 標準モデルのライフコース
- ② 仕事（仕事を取り巻く現状、働くということ、ワーク・ライフ・バランス）
- ② 結婚・家族（現代の結婚事情、男女共同参画、様々な家族形態）
- ③ 妊娠・出産（妊娠から出産まで、妊娠・出産の適齢期、不妊と高齢出産）
- ④ 子育て（子育てを楽しむ、仕事と子育ての両立）
- ⑤ 中高年期・高年期（退職後の生活と家族・地域の関わり、孫育て）
- ⑥ ライフデザインを描く（自分の生き方を考える、ライフデザインシート）
- ⑦ 山梨県の魅力、地域特性、子育て環境、各種子育てサポート情報

(ア) 冊子の作成

次に定めるとおり、冊子の企画・編集・デザイン、印刷等の業務を実施する。

- 1) 原稿案の作成（デザイン、レイアウトを含む）
 - ・掲載内容、デザイン、レイアウト等の詳細を県と随時協議し、原稿案を作成すること。
 - ・受託者は、必要に応じて、専門家等に執筆を依頼し原稿を作成することができるものとする。なお、執筆者の選定にあたっては、県と十分に協議し、県の承認を得た上で実施することとし、執筆者への依頼、連絡調整その他これらに付随する一切の業務は、受託者が行うこと。
 - ・原稿の作成中は、進捗状況について適時県に報告し、県の確認又は承認を得ること。
- 2) 原稿の修正、追加
 - ・原稿作成の過程で、県が実施する関係者等への意見聴取に基づいて、県から修正・追加等の指示があった場合は、必要な修正・追加等を行うこと。
- 3) 校正、印刷
 - ・校正は、文字校正2回、色校正1回以上とする。

4)印刷数量、内容は以下のとおりとする。

- ・数量 1,600 部
- ・サイズ B5判
- ・ページ数 52 ページ程度（表紙含む）
- ・色数 表紙、本文 4色刷カラー 両面印刷
- ・用紙 再生マットコート紙（表紙 菊判 93.5kg、本文 菊判 48.5kg）
- ・加工 表紙 表面マットPP加工
- ・製本 針金中とじ（2カ所）

(イ) 動画の作成

次に定めるとおり、動画の企画・撮影、編集等の業務を実施する。

1)動画の企画構成

プロポーザルでの提案内容を基に、県と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、動画の構成（シナリオ）を作成すること。

・取材、撮影

シナリオに基づき、動画の制作に必要な取材、撮影を行うこと。

・編集

映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集作成を行い、完成までに複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。

・規格・長さ

4K解像度（3840×2160）とし、HD画質の動画データも納品すること。

・画角は 16：9及び2：3を基本とすること。

・動画は20分程度のものを1本と、5分程度のものを2本、ショートバージョン（60秒バージョン）作成すること。ショートバージョンについては、スマートフォンでの閲覧に耐えうるよう、字幕・テロップなどを挿入し、無音でも閲覧ができるものとする。

・その他

出演者等については、発注者との協議の上決定すること。

出演者、協力者等に関する交渉を行うこと。また、出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権に係る調整を行い、県ホームページやネット広告等での動画配信、イベントなどでの二次利用について同意を得るとともに、出演料・使用料等を支払う場合は業務委託料の範囲で行うこと。

仮編集の段階で発注者にプレビュー（映像によるチェック）を行うこと。

必要に応じ、音楽、ナレーション及びテロップを挿入すること。ナレーション、テロップ等は、原則、日本語とすること。また、二次利用を前提とすること。

イ 成果品

(ア) 印刷物一式、データ一式のCD-R

(イ) 動画を収録したDVD-Video形式のディスク 3枚

ウ 納品場所

(ア) 印刷物

県の指定する場所（県内 27 市町村、県内企業、人口減少危機対策企画グループ等）

・納品先の住所及び納品先ごとの数量は、後日提供するファイル明細のとおりとする。

(イ) 動画

人口減少危機対策企画グループ

(4) その他の業務

・受託者は、本業務のほか、これに付随する一切の業務を行うものとする。

5 計画書、報告書の提出

(1) 業務計画書作成

委託契約締結後、速やかに次の内容の業務計画書を作成し、県に提出すること。

ア 業務の実施方針

イ 実施体制

ウ 事業目的の達成手段

エ 業務スケジュール

(2) 業務の進捗状況等報告

ア 定期報告

業務の進捗等について、月次業務報告書を作成し、県に報告すること。

なお、時期、内容、方法及びその様式については県と協議の上定めるが、目的の達成状況とその分析、改善について記載すること。

イ その他事項の報告

県は、必要に応じ、業務の実施状況について受託者に報告を求めることができる。

(3) 実績報告書の作成

業務完了後、5（2）アの定期報告に基づいた実績報告書について令和6年3月31日（日）までに書面及び電子データで県に提出すること。

なお、報告内容及びその書式については、県と協議の上決定する。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく当該成果を使用し、又は公表してはならない。

(2) 秘密の保持

ア 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 本業務で知り得た県及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように

注意すること。また、県が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3) 個人情報の保護

- ア 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。
- イ 本事業への参加者に係る個人情報の県への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ることにする。

7 その他

- (1) 県は、受託者に対し、事業に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。受託者は、使用経費の内訳、業務に関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類を、県の求めに応じて随時提出すること。
- (2) 県は、必要に応じ、業務実施状況について受託者に対し随時報告を求めることができる。
- (3) 本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応すること。
- (4) この仕様書の内容を変更することが本事業のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。
- (5) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者の双方協議の上、決定する。